### 教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1)特定一般教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接特定一般教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。
- (2)受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。) や物品の還元的な給付(一つの講座について、クリアファイル等の 総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。) その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用 を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教 育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4)特定一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、特定一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、特定一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

## 特定一般教育訓練明示書

講座の名称	日本語教員養成講座(	eラーニ <u>ング)</u>								
実 施 方 法	① 通学 ( 昼間	・ 夜間 ・ 土[	1) (2	通信	スクーリン	グ(回数	回)			
指定講座番号(15桁)	1322045	_		2520013		_ 7				
講座の創設年月日	特定一般教育訓練給付	付金 過去一				1 1				
	対象講座の指定期間	年の講	,	入講者数(	人)	修了者数	,	人)		
A	A	座実績	/	(	<b>人</b> )	16 「 有	(	<b>人</b> )		
令和5年4月1日	令和10年9月30日 -			*** ==: · ·	-1 ==					
訓練期間	12ヶ月			総訓練	時間	_		時間		
1. 教育訓練目標										
①取得目標とする資格の	名称、目標レベル		登録日本語教員							
②①に係る資格・試験等	の実施機関名称		文部科学省							
③当該資格等を取得する 格等	らための要件または受験	食資	なし							
④当該技能・知識の習得種・職務及び習得された る業界と活用状況		認定日本語教育機関で日本語教師として勤務する								
2. 教育訓練の内容	<u> </u>									
教 科			В	侍間		<b>見用教材</b> 名				
	言語学			4		日本語教育				
	対照言語学 日本語概論		+	8		師の役割/: :流基金 日本				
P			16	法シリーズ		1,00尖	(JX			
	本語の文字と表記 語の形態・語彙・意味		1	16	<ul><li>初級を教える</li></ul>	える(国際交流	<b>流基</b> 金	全日		
HATT			40		ミシリーズ9)	<del>/-</del>	± 🛆			
			16		教える(国際: を法シリーズ		を金			
			16				2版			
日本	<b>4</b> "\		24	本冊	初級日本語(新装改訂版)上					
日本語教育	<b>ク</b> )		36							
日本			12	・初級日本語(新装改訂版)下 ・学習を評価する(国際交流基金 日本語教授法シリーズ12)						
	ン		8							
大 大	_		16	•音声を教える(国際交流基金 日						
			4	本語教授法シリーズ2) ・・考えて、解いて、学ぶ 日本語 - 育の文法 - ・日本語教育 よくわかる音声 - ・改訂版 留学生・日本で働く人 - ためのビジネスマナーとルール						
			4							
学			4							
			8							
異文(			4							
共义1		+	4	・できる日本						
			6	1						
	日本語教育事情 日本語教育史			6	1					
L A	x語教育法B(诵学)			32	†					
日本語教育	 学)		24	1						
山本面教	<b>」</b> /		24	1						
			56	1						
口本註										
0 巫进老1471	合計 4 の悪性 (この講座	ナ亜洲ナフエッ		436	7 夕 ル ナー 1 **					
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)										
①受講するに当たって必	要な実務経験等			<i>†</i> <sub>c</sub>	<b>i</b> l					
②受講者が受講に最低限技能・知識等の内容及び				<i>†</i> <sub>c</sub>	il					
③その他			<i>†</i>	il						

〔特記事項〕

## 特 定 一 船 教 育 訓 繕 田 示 聿

		1ব	<del></del>		<b>列又</b>	叙	Ħ	训	祁木	벳	小	吉		
4.	教育訓練の受講の実績な	及び目	標達成	の状況										
(1)	(1)資格取得状況													
1	前年度の修了者数							26		人				
2	①に係る教育訓練の入講	者数						30		人				
3	②のうち目標資格の受験	者数						25		人	受験率	区(3/2)	83.3	%
4	③のうち合格者数							25		人	合格率	图(4/3)	100.0	%
(5)	①(修了者数)のうち就職	者数:	<u>%</u> 1					0		人				
6	①(修了者数)のうち在職	者数:	<u></u> 2					26		人	就職・在職	率(5+6/2)	86.7	%
<b>※</b> 1	※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。													
	この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。													

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、 修了後に別の職に転職した者。

(2)受講修了者による	講座の評価等			_		
① 回答者総数		26	人			
② 受講開始時の就 業状況等	1 正社員	20	人	②A:就業者計		
	2 非正社員、派遣社員	6	人	②八. 州来省司		
	3 その他の就業(自営業等)		人	26人		
	4 非就業		人	②B:非就業者計		
	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	26	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ		
③ 受講開始前と現 在の就業先の変化	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(	転職)	人	以下)		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない		人	26人		
	1 正社員	20	人			
④ 受講後の就業形	2 非正社員、派遣社員	6	人	HA: 机未有引		
態	3 その他の就業(自営業等)		人	26人		
	4 非就業者		人	④B:非就業者計		
	1 3割以上増加した		人			
	2 1割以上3割未満増加した		人			
	3 1割未満増加した		人	⑤の回答数合計		
⑤ 受講後の賃金変 化	4 変わらない	26	人	※④Aと同数(又はそ れ以下)		
	5 1割未満減少した		人			
	6 1割以上3割未満減少した	未満減少した /		.		
	7 3割以上減少した		人	26人		
	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	2	人	]		
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる		人			
	3 社内外の評価が高まる		人			
	4 早期に転職・再就職できる		人	<b>◎</b> ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
⑥ 講座の受講の効 果	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	17	人	⑥の回答数合計		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる		人			
	7 趣味・教養に役立つ	5	人			
	その他の効果 2		人			
	9 特に効果はない		人	26人		
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	_	人	⑦の回答数合計		
	2 受講修了後3~6か月以内に就職した	_	人	※②Bと同数(又はそ		
	3 受講修了後6~12か月以内に就職した	_	人	ト れ以下)		
	4 就職していない	_	人	-		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	15	人			
	2 おおむね満足	11	人	⑧の回答数合計		
	3 どちらとも言えない		人	※①と同数(又はそれ以下)		
	4 やや不満		人			
	5 大いに不満		人	26人		

(3)受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法 1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の

把握·測定方法

(通信制講座の場合)

スクーリングの実施場所、時期、期間・回数

最終履修科目である教育実習演習の実技において、 C評価(60%相当)以上をとること。

# 特定一般教育訓練明示書

6. 受講効果の把握方法									
(1)修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具・	本的な基準)	出席率80%以上、試験合格率得点率60%以上で合格、 補講・追試は認める。							
(2)修了認定基準に係る、教育 のレベル到達度把握・測定方法		試験が不合格になった場合、再受験が必要。再受験時の 点数に関わらず、成績はC(60%相当)となる。							
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法									
(1)受講中の者に対する習得度 的な助言・指導の方法	・理解度に関する具体	LMSにて学習進捗を確認し、週1回進捗レポートを送付。 質問チャットを受講生マイページに設置し、随時受け付けている。							
(2)受講中又は修了時における 体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職利 期就職に向けた具体的な相談体制の整	重の求人情報の提供方法、早	日本語教育業界に関するニュース、求人情報の定期更新、 就職サポート(面接練習、履歴書添削等)実施							
8. その他の事項									
指 定 教 育 訓 練 実 施 者 名 及 び 代 表 者 名		(代表者名: 代表取締役 橋本 太郎 ) ブロードメディア株式会社 ルネサンス日本語学院							
住所及び連絡先	東京都港区赤坂	坂8−4−14青山タワープレイス6F TEL 03 − 6439 − 3981							
施設名称及び施設長名	ルネ	・サンス日本語学院 (施設長: 桝澤 孝史 )							
住所及び連絡先	東京都港区赤坂8-4-1	4青山タワープレイス	ζ6F	TEL 03	- 6439 - 3	3981			
苦情受付者 氏名 福永	泰明 所属 マネージャ <sup>.</sup>	一 事務担当者	舌 氏名 杉	公田 良子		5サービス本部 サンス日本語学 院			
連絡先 TEL	03 - 6439 - 3981	連絡先	03	3 - 6439 - 3981					
特定一般教育訓練経費 1. 特別	定一般教育訓練給付金の	対象となる経費(	1 + 2	556,1	03	円			
(※書	:料 (税 込 額) 引引・還元措置を実施した その差引き後の税込額と			30,000		Ħ			
② 受 請	· 18 0.1-14		500,000		円				
	と場合には すること。)	(うち、必須	須教材費	26,103	円)				
	定一般教育訓練給付金の	対象外となる経費	(1) + 2) +	3 + 4)		0 円			
③両方可能 ①	) 另边弗(我以死)			0	円田				
	実習等に伴う交通費・宿 施設維持費(税込額)	3冶箕(优处银)			0	円 円			
	その他(法人への寄付:	金、PCの損害保険料	4、情報誌代)	(税込額)	0	Ħ			
3. 総都	碩(1+2)(税込額)		55	56,103		円			